○厚生労働省令第三十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十九条、第五十一条及び第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号及び第二号金属溶解科の項教科の欄中「鋳鉄キュポラ溶解作業法　鋳鉄誘導炉溶解作業法　鋳鋼アーク炉溶解作業法　鋳鋼誘導炉溶解作業法　軽合金反射炉溶解作業法」を「鋳鉄溶解作業法　鋳鋼溶解作業法　軽合金溶解炉溶解作業法」に改める。

別表第十一の四化学分析の項等級の欄中「一級及び二級」を「一級、二級及び三級」に改める。

別表第十二金属溶解の項学科試験の欄第八号を次のように改める。

八　前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目

イ　鋳鉄溶解作業法

キュポラの構造及び機能

誘導炉の構造及び機能

鋳鉄の種類、組織、性質及び用途

鋳鉄以外の金属材料の種類及び用途

装入材料及びその配合

キュポラ及び誘導炉の操業方法

炉内反応

炉前試験

キュポラ、誘導炉及びとりべの築炉方法及び補修方法

ロ　鋳鋼溶解作業法

アーク炉の構造及び機能

誘導炉の構造及び機能

鋼の種類、組織、性質及び用途

鋼以外の金属材料の種類及び用途

装入材料及びその配合

アーク炉の操業方法

誘導炉の操業方法

アーク炉の炉内反応

誘導炉の炉内反応

炉前試験

アーク炉、誘導炉及びとりべの築炉方法及び補修方法

ハ　軽合金溶解炉溶解作業法

溶解炉の構造及び機能

軽合金の種類、組織、性質及び用途

軽合金以外の金属材料の種類及び用途

装入材料及びその配合

溶解炉の操業方法

炉内反応

炉前試験

溶解炉及びとりべの築炉方法及び補修方法

別表第十二金属溶解の項実技試験の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目

一　鋳鉄溶解作業

溶解計画の作成

装入材料の配合

操炉

炉前試験

鋳鉄の顕微鏡組織の判定

キュポラ、誘導炉及びとりべの築炉及び補修

溶解作業記録の作成

二　鋳鋼溶解作業

溶解計画の作成

装入材料の配合

操炉

炉前試験

鋼の顕微鏡組織の判定

誘導炉及びとりべの築炉及び補修

溶解作業記録の作成

三　軽合金溶解炉溶解作業

溶解計画の作成

装入材料の配合

操炉

炉前試験

溶解炉及びとりべの築炉及び補修

溶解作業記録の作成

別表第十二鋳造の項学科試験の欄第七号ハを次のように改める。

ハ　非鉄金属鋳物鋳造作業法

鋳物砂原料の種類、性質及び用途

鋳物砂の性質、調砂及び試験

鋳造方案

鋳型造型作業の方法

塗型の効用及び塗型材の種類

鋳込作業の方法

鋳仕上げの方法

銅合金鋳物及び軽合金鋳物の検査

銅合金鋳物及び軽合金鋳物に生ずる欠陥の原因及びその防止方法

金属溶解炉の種類及び用途

溶解作業法

銅合金鋳物及び軽合金鋳物の種類、成分、性質及び用途

銅合金鋳物及び軽合金鋳物以外の鋳物材料の種類及び用途

銅合金鋳物及び軽合金鋳物の熱処理

材料試験

別表第十二鋳造の項学科試験の欄第七号ニを削る。